見本１－１（共有で所有する場合）

令和８年度 固定資産税・都市計画税(土地・家屋) 納税通知書

□□□□□□ 00000000
000−0000 □□□□□□□□□□□□

郵便区内特別

様方

QR

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

納税者コード	区 00 / 学区 00 / 町 00 / 氏名 0000	物件区	□□□□⑤
納税者	□□□□⑤□□□□⑩□□□□⑮□□□□⑳□□□ □□□□⑤□□□□⑩□□□□⑮□□□□⑳□□□		
共有者	□□□□⑤□□□□⑩□□□□⑮□□□□⑳□□□ □□□□⑤□□□□⑩□□□□⑮□□□□⑳□□□		

■お問合せ、各種証明書等の請求の際は、この用紙をお持ちください。

下記によって、各納期の納期内に納めてください。

令和８年４月１日

京都市長　印

差出人
604-8175
京都市中京区室町通御池南入
円福寺町337　ビル葆光５階
京都市市税事務所　固定資産税第１担当
土地担当　電話番号：075-746-6431
家屋担当　電話番号：075-746-6432

0000000000000000000 0000000□□

京都市 CITY OF KYOTO

① 課税標準額	固定資産税(税率1.4%)	都市計画税(税率0.3%)
A 土地(共用土地)	円	円
B 土地	円	円
C 家屋	円	円
D 合計[B＋C]	円	円

② 税 額	固定資産税(税率1.4%)	都市計画税(税率0.3%)
E 算出税額[A×税率＋D×税率]	円	円
F 減額・減免税額	円	円
G 徴収猶予税額	円	円
H 年税額[E－F－G]	円	円
I 年税額合計(納付額)	円	

③ 期 別	J 納 期 限	期 別 納 付 額
第 1 期 分	令和８年　４月30日	円
第 2 期 分	令和８年　７月31日	円
第 3 期 分	令和８年　12月28日	円
第 4 期 分	令和９年　３月　１日	円

年税額が「4,000円」以下の場合の納期は、第1期分の1回限りとなります。
課税の根拠等については、裏面に記載しています。

0000000000000000000

見本１－１（単独所有の場合）

令和８年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書

□□□□□□ 00000000
000－0000 □□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

郵便区内特別

様方

QR

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

納税者コード	00（区）	00（学区）	00（町）	0000（氏名）	物件区	□□□□⑤
納税者	□□□□⑤□□□□⑩□□□□⑮□□□□⑳□□□ □□□□⑤□□□□⑩□□□□⑮□□□□⑳□□□					

■お問合せ、各種証明書等の請求の際は、この用紙をお持ちください。

下記によって、各納期の納期内に納めてください。

令和８年４月１日

京都市長 印

差出人

604-8175
京都市中京区室町通御池南入
円福寺町337　ビル葆光５階
京都市市税事務所　固定資産税第１担当
土地担当　電話番号：075-746-6431
家屋担当　電話番号：075-746-6432

0000000000000000000 0000000□□

京都市 CITY OF KYOTO

① 課税標準額	固定資産税（税率1.4%）	都市計画税（税率0.3%）
A 土地（共用土地）	円	円
B 土地	円	円
C 家屋	円	円
D 合計［B＋C］	円	円

② 税額	固定資産税（税率1.4%）	都市計画税（税率0.3%）
E 算出税額［A×税率＋D×税率］	円	円
F 減額・減免税額	円	円
G 徴収猶予税額	円	円
H 年税額［E－F－G］	円	円
I 年税額合計（納付額）	円	

③ 期別	J 納期限	期別納付額
第１期分	令和８年　４月30日	円
第２期分	令和８年　７月31日	円
第３期分	令和８年　12月28日	円
第４期分	令和９年　３月　１日	円

年税額が「4,000円」以下の場合の納期は、第1期分の1回限りとなります。
課税の根拠等については、裏面に記載しています。

0000000000000000000

見本１－１（共通）

この税金の課税の根拠等について

1 課税の根拠	この通知に係る固定資産税及び都市計画税は、地方税法及び京都市市税条例の規定によって、令和8年1月1日現在、市内に所在する土地又は家屋（都市計画税は、市街化区域内のみ）を所有している方に課されるものです。
2 納期限までに納付されなかった場合の措置（延滞金及び滞納処分）	納期限までに納付されないと、税額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年9.1％（令和8年中。ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年2.8％（令和8年中））の割合※を乗じて計算した金額に相当する延滞金が加算されます。 また、督促状を発した日から換算して11日目までに納められないと、財産の差押えなど滞納処分が行われます。 ※令和9年1月以降の期間については、上記の割合は、銀行の短期貸付けの平均利率を基に財務大臣が告示する割合に応じて、変更される場合があります。
3 不服の申立て	納税通知書に記載された税額等の基礎となる、固定資産課税台帳に登録された価格について不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に文書により京都市固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）に審査の申出をすることができます。 また、価格について不服があるときは、審査委員会の決定後にその取消しの訴えによってのみ争うことができますが、審査委員会が審査の申出を受けた日から30日以内に審査の決定をしないときは、当該申出を却下する旨の決定があったものとみなして当該訴えを提起することができます。 ※基準年度（直近では令和6年度）以外においては、新たに固定資産税が課されることになった場合、地目変更、家屋の改築等により前年度から価格の変更があった場合等において審査の申出が可能です。
	この税金の課税処分について不服がある場合（固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服を除く。）は、この「通知書」を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に市長に審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、地方税法の規定により前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
4 市税の納付場所	京都市の指定金融機関、収納代理金融機関など（詳しくは**納付書の裏面**をご覧ください。）

この通知で課税している土地又は家屋の明細は、2枚目以降の課税明細書のとおりです。
課税明細書の内容にご不明点がある場合は、表面の市税事務所固定資産税担当までご連絡ください。

届出や調査へのご協力のお願い

次のような場合には、表面の市税事務所固定資産税担当まで届け出てください。
また、担当者が必要に応じて調査しますので、ご協力をお願いします。

◆ **土地や家屋の利用状況に変更があった**場合
- **住宅敷地の利用状況に変更があった**場合（住宅敷地の一部を貸し駐車場等に変更など）
- **家屋を新築・増改築又は取り壊した**場合
- **家屋の用途を変更した**場合（店舗等から住宅へなど）
- **家屋の居住割合を変更した**場合（専用住宅の一部を事業用に変更、店舗等の一部を居住用に変更など）

◆ **非課税の要件に該当する**場合、又は**非課税の要件を欠くことになった**場合

◆ **住居を変更した場合**などで**送付先の変更等が必要**な場合
ただし、京都市内での住所変更、市外へ転出される場合で、住民票の手続きをされた時は不要。

◆ 国外に転出するため、**代理で納税通知書の受取**や**納付を行う納税管理人の届出が必要**な場合

◆ 所有者が亡くなられたこと等により、**現に所有する者（現所有者）**になった場合
ただし、**既に**法務局において、不動産登記の名義変更が行われた場合は不要。
※**令和6年4月1日**から**相続登記**が**義務化**されています。（**お問合せ:** 京都地方法務局[075-231-0131（代）]）
担当部署へ繋ぐための**音声案内が二段階**で流れますので、第一段階、第二段階**ともに案内番号②を選択**してください。

見本１－２（共有で所有する場合）

令和８年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書

□□□□□□ 00000000
０００－００００ □□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ 様方

郵便区内特別

QR

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

納税者コード	区 学区 町 氏名 00 00 00 0000	物件区	□□□□⑤	
納税者	□□□□⑤□□□□⑩□□□□⑮□□□□⑳□□□ □□□□⑤□□□□⑩□□□□⑮□□□□⑳□□□			
共有者	□□□□⑤□□□□⑩□□□□⑮□□□□⑳□□□ □□□□⑤□□□□⑩□□□□⑮□□□□⑳□□□			

■お問合せ、各種証明書等の請求の際は、この用紙をお持ちください。

令和８年４月１日

京都市長 印

差出人

604-8175
京都市中京区室町通御池南入
円福寺町337 ビル葆光５階
京都市市税事務所 固定資産税第１担当
土地担当 電話番号：075-746-6431
家屋担当 電話番号：075-746-6432

0000000000000000000 0000000□□

京都市 CITY OF KYOTO

① 課税標準額	固定資産税（税率1.4%）	都市計画税（税率0.3%）
A 土地（共用土地）	円	円
B 土地	円	円
C 家屋	円	円
D 合計［B＋C］	円	円

② 税額	固定資産税（税率1.4%）	都市計画税（税率0.3%）
E 算出税額［A×税率＋D×税率］	円	円
F 減額・減免税額	円	円
G 徴収猶予税額	円	円
H 年税額［E－F－G］	円	円
I 年税額合計（納付額）	円	

③ 期別	J 納期限	期別納付額
第１期分	令和８年 ４月30日	円
第２期分	令和８年 ７月31日	円
第３期分	令和８年 12月28日	円
第４期分	令和９年 ３月 １日	円

口座内容等

収納機関名称	
収納機関	
記号・口座番号等	
種別	
振替方法	
口座名義人	

年税額が「4,000 円」以下の場合の納期は、第１期分の１回限りとなります。
課税の根拠等については、裏面に記載しています。
個人情報保護のため、口座番号等の下４桁を非表示としています。
振替日は、各納期限となります。
（一括の場合は、第１期納期限）

0000000000000000000

見本１－２（単独所有の場合）

令和8年度 固定資産税・都市計画税(土地・家屋) 納税通知書

□□□□□□ 00000000
000－0000 □□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

郵便区内特別

様方 QR

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

納税者コード	区 00	学区 00	町 00	氏名 0000	物件区	□□□□⑤
納税者	□□□□⑤□□□□⑩□□□□⑮□□□□⑳□□□ □□□□⑤□□□□⑩□□□□⑮□□□□⑳□□□					

■お問合せ、各種証明書等の請求の際は、この用紙をお持ちください。

令和８年４月１日
京都市長 印

差出人
604-8175
京都市中京区室町通御池南入
円福寺町337　ビル葆光５階
京都市市税事務所　固定資産税第１担当
土地担当　電話番号：075-746-6431
家屋担当　電話番号：075-746-6432

0000000000000000000 0000000□□

京都市 CITY OF KYOTO

① 課税標準額	固定資産税(税率1.4%)	都市計画税(税率0.3%)
A 土地(共用土地)	円	円
B 土地	円	円
C 家屋	円	円
D 合計[B+C]	円	円

② 税 額	固定資産税(税率1.4%)	都市計画税(税率0.3%)
E 算出税額[A×税率+D×税率]	円	円
F 減額・減免税額	円	円
G 徴収猶予税額	円	円
H 年税額[E－F－G]	円	円
I 年税額合計(納付額)	円	

③ 期 別	J 納 期 限	期 別 納 付 額
第１期分	令和８年　４月30日	円
第２期分	令和８年　７月31日	円
第３期分	令和８年　12月28日	円
第４期分	令和９年　３月　１日	円

口座内容等

収納機関名称	
収納機関	
記号・口座番号等	
種別	
振替方法	
口座名義人	

年税額が「4,000円」以下の場合の納期は、第１期分の１回限りとなります。
課税の根拠等については、裏面に記載しています。
個人情報保護のため、口座番号等の下４桁を非表示としています。
振替日は、各納期限となります。
(一括の場合は、第１期納期限)

0000000000000000000

見本１－２（共通）

この税金の課税の根拠等について

1 課税の根拠	この通知に係る固定資産税及び都市計画税は、地方税法及び京都市市税条例の規定によって、令和8年1月1日現在、市内に所在する土地又は家屋（都市計画税は、市街化区域内のみ）を所有している方に課されるものです。
2 納期限までに納付されなかった場合の措置（延滞金及び滞納処分）	納期限までに納付されないと、税額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年9.1％（令和8年中。ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年2.8％（令和8年中））の割合※を乗じて計算した金額に相当する延滞金が加算されます。 また、督促状を発した日から換算して11日目までに納められないと、財産の差押えなど滞納処分が行われます。 ※令和9年1月以降の期間については、上記の割合は、銀行の短期貸付けの平均利率を基に財務大臣が告示する割合に応じて、変更される場合があります。
3 不服の申立て	納税通知書に記載された税額等の基礎となる、固定資産課税台帳に登録された価格について不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に文書により京都市固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）に審査の申出をすることができます。 また、価格について不服があるときは、審査委員会の決定後にその取消しの訴えによってのみ争うことができますが、審査委員会が審査の申出を受けた日から30日以内に審査の決定をしないときは、当該申出を却下する旨の決定があったものとみなして当該訴えを提起することができます。 ※基準年度（直近では令和6年度）以外においては、新たに固定資産税が課されることになった場合、地目変更、家屋の改築等により前年度から価格の変更があった場合等において審査の申出が可能です。
	この税金の課税処分について不服がある場合（固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服を除く。）は、この「通知書」を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に市長に審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、地方税法の規定により前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
4 市税の納付場所	京都市の指定金融機関、収納代理金融機関など

この通知で課税している土地又は家屋の明細は、2枚目以降の課税明細書のとおりです。
課税明細書の内容にご不明点がある場合は、表面の市税事務所固定資産税担当までご連絡ください。

届出や調査へのご協力のお願い

次のような場合には、表面の市税事務所固定資産税担当まで届け出てください。
また、担当者が必要に応じて調査しますので、ご協力をお願いします。

◆ **土地や家屋の利用状況に変更があった**場合
- **住宅敷地の利用状況に変更があった**場合（住宅敷地の一部を貸し駐車場等に変更など）
- **家屋を新築・増改築又は取り壊した**場合
- **家屋の用途を変更した**場合（店舗等から住宅へなど）
- **家屋の居住割合を変更した**場合（専用住宅の一部を事業用に変更、店舗等の一部を居住用に変更など）

◆ **非課税の要件に該当する**場合、又は**非課税の要件を欠くことになった**場合

◆ **住居を変更した場合**などで**送付先の変更等が必要**な場合
ただし、京都市内での住所変更、市外へ転出される場合で、住民票の手続きをされた時は不要。

◆ 国外に転出するため、**代理で納税通知書の受取や納付を行う納税管理人の届出が必要**な場合

◆ 所有者が亡くなられたこと等により、**現に所有する者（現所有者）**になった場合
ただし、**既に**法務局において、不動産登記の名義変更が行われた場合は不要。
※**令和6年4月1日**から**相続登記**が**義務化**されています。（**お問合せ:** 京都地方法務局[**075-231-0131（代）**]）
担当部署へ繋ぐための**音声案内が二段階**で流れますので、第一段階、第二段階**ともに案内番号②を選択**してください。

見本２（共有で所有する場合）

令和8年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税明細書

この課税明細書は、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書に係る課税対象資産の内訳を記載しているものです。
免税点は、土地（30万円未満）・家屋（20万円未満）それぞれの課税標準額の合計額で判定します。

令和8年4月1日

京都市長

納税者コード	区 00	学区 00	町 00	氏名 0000	物件区	□□□□⑤
納税者	□□□□⑤□□□□⑩□□□□⑮□□□□⑳□□□ □□□□⑤□□□□⑩□□□□⑮□□□□⑳□□□					
共有者	□□□□⑤□□□□⑩□□□□⑮□□□□⑳□□□ □□□□⑤□□□□⑩□□□□⑮□□□□⑳□□□					

0000000000000000000 0000000□□

※裏面に記載がないか、複数枚にわたっていないか、ご確認ください。
■お問合せ、各種証明書等の請求の際は、この用紙をお持ちください。

京都市 CITY OF KYOTO

土地 所在地：[ ]

① 評価地目（住宅用地区分）		⑦ 物件相当税額	円
② 評価地積	㎡	⑧ 軽減税額	円
③ 当該年度価格（評価額）【合計】	円		

④ 当該年度課税標準額	固定資産税		円	都市計画税		円	⑪ 備考
単位(円)	小規模住宅	一般住宅	非住宅等	小規模住宅	一般住宅	非住宅等	
⑤ 前年度課税標準額							
③ 当該年度価格（評価額）【内訳】							
⑥ 負担水準							

土地 所在地：[ ]

① 評価地目（住宅用地区分）		⑦ 物件相当税額	円
② 評価地積	㎡	⑧ 軽減税額	円
③ 当該年度価格（評価額）【合計】	円		

④ 当該年度課税標準額	固定資産税		円	都市計画税		円	⑪ 備考
単位(円)	小規模住宅	一般住宅	非住宅等	小規模住宅	一般住宅	非住宅等	
⑤ 前年度課税標準額							
③ 当該年度価格（評価額）【内訳】							
⑥ 負担水準							

家屋 所在地：[ ]

⑨ 種類／構造		⑦ 物件相当税額	円
⑩ 評価床面積	㎡	⑧ 軽減税額	円
③ 当該年度価格（評価額）【合計】	円		

家屋番号：

④ 当該年度課税標準額	固定資産税 円	都市計画税 円	⑪ 備考

家屋 所在地：[ ]

⑨ 種類／構造		⑦ 物件相当税額	円
⑩ 評価床面積	㎡	⑧ 軽減税額	円
③ 当該年度価格（評価額）【合計】	円		

家屋番号：

④ 当該年度課税標準額	固定資産税 円	都市計画税 円	⑪ 備考

家屋 所在地：[ ]

⑨ 種類／構造		⑦ 物件相当税額	円
⑩ 評価床面積	㎡	⑧ 軽減税額	円
③ 当該年度価格（評価額）【合計】	円		

家屋番号：

④ 当該年度課税標準額	固定資産税 円	都市計画税 円	⑪ 備考

家屋 所在地：[ ]

⑨ 種類／構造		⑦ 物件相当税額	円
⑩ 評価床面積	㎡	⑧ 軽減税額	円
③ 当該年度価格（評価額）【合計】	円		

家屋番号：

④ 当該年度課税標準額	固定資産税 円	都市計画税 円	⑪ 備考

00000000000000000000

見本２（単独所有の場合）

令和8年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税明細書

この課税明細書は、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書に係る課税対象資産の内訳を記載しているものです。

免税点は、土地（30万円未満）・家屋（20万円未満）それぞれの課税標準額の合計額で判定します。

令和8年4月1日

京都市長

納税者コード	区 00	学区 00	町 00	氏名 0000	物件区	□□□□⑤
納税者	□□□□⑤□□□□⑩□□□□⑮□□□□⑳□□□ □□□□⑤□□□□⑩□□□□⑮□□□□⑳□□□					

※裏面に記載がないか、複数枚にわたっていないか、ご確認ください。

■お問合せ、各種証明書等の請求の際は、この用紙をお持ちください。

0000000000000000000 0000000□□

京都市 CITY OF KYOTO

土 地	所在地：[ ]	① 評価地目（住宅用地区分）		⑦ 物件相当税額	円
		② 評価地積	㎡	⑧ 軽減税額	円
		③ 当該年度価格（評価額）【合計】	円		

④ 当該年度課税標準額	固定資産税		円	都市計画税		円	⑪ 備考
単位(円)	小規模住宅	一般住宅	非住宅等	小規模住宅	一般住宅	非住宅等	
⑤ 前年度課税標準額							
△3 当該年度価格（評価額）【内訳】							
⑥ 負担水準							

土 地	所在地：[ ]	① 評価地目（住宅用地区分）		⑦ 物件相当税額	円
		② 評価地積	㎡	⑧ 軽減税額	円
		③ 当該年度価格（評価額）【合計】	円		

④ 当該年度課税標準額	固定資産税		円	都市計画税		円	⑪ 備考
単位(円)	小規模住宅	一般住宅	非住宅等	小規模住宅	一般住宅	非住宅等	
⑤ 前年度課税標準額							
△3 当該年度価格（評価額）【内訳】							
⑥ 負担水準							

家 屋	所在地：[ ]	⑨ 種類／構造		⑦ 物件相当税額	円
		⑩ 評価床面積	㎡	⑧ 軽減税額	円
		③ 当該年度価格（評価額）【合計】	円		
家屋番号：					
④ 当該年度課税標準額	固定資産税 円	都市計画税 円	⑪ 備考		

家 屋	所在地：[ ]	⑨ 種類／構造		⑦ 物件相当税額	円
		⑩ 評価床面積	㎡	⑧ 軽減税額	円
		③ 当該年度価格（評価額）【合計】	円		
家屋番号：					
④ 当該年度課税標準額	固定資産税 円	都市計画税 円	⑪ 備考		

家 屋	所在地：[ ]	⑨ 種類／構造		⑦ 物件相当税額	円
		⑩ 評価床面積	㎡	⑧ 軽減税額	円
		③ 当該年度価格（評価額）【合計】	円		
家屋番号：					
④ 当該年度課税標準額	固定資産税 円	都市計画税 円	⑪ 備考		

家 屋	所在地：[ ]	⑨ 種類／構造		⑦ 物件相当税額	円
		⑩ 評価床面積	㎡	⑧ 軽減税額	円
		③ 当該年度価格（評価額）【合計】	円		
家屋番号：					
④ 当該年度課税標準額	固定資産税 円	都市計画税 円	⑪ 備考		

00000000000000000000

見本２（共通）

令和８年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税明細書

納税者コード	区	学区	町	氏　名	納　税　者	
	00	00	00	0000		□□□□⑤

京都市 CITY OF KYOTO

土　地	所在地：[　　　]	① 評価地目（住宅用地区分）		⑦ 物件相当税額	円
		② 評価地積	㎡	⑧ 軽減税額	円
		③ 当該年度価格（評価額）【合計】	円		

④ 当該年度課税標準額	固定資産税　円			都市計画税　円			⑪ 備考
単位（円）	小規模住宅	一般住宅	非住宅等	小規模住宅	一般住宅	非住宅等	
⑤ 前年度課税標準額							
△3 当該年度価格（評価額）【内訳】							
⑥ 負担水準							

土　地	所在地：[　　　]	① 評価地目（住宅用地区分）		⑦ 物件相当税額	円
		② 評価地積	㎡	⑧ 軽減税額	円
		③ 当該年度価格（評価額）【合計】	円		

④ 当該年度課税標準額	固定資産税　円			都市計画税　円			⑪ 備考
単位（円）	小規模住宅	一般住宅	非住宅等	小規模住宅	一般住宅	非住宅等	
⑤ 前年度課税標準額							
△3 当該年度価格（評価額）【内訳】							
⑥ 負担水準							

土　地	所在地：[　　　]	① 評価地目（住宅用地区分）		⑦ 物件相当税額	円
		② 評価地積	㎡	⑧ 軽減税額	円
		③ 当該年度価格（評価額）【合計】	円		

④ 当該年度課税標準額	固定資産税　円			都市計画税　円			⑪ 備考
単位（円）	小規模住宅	一般住宅	非住宅等	小規模住宅	一般住宅	非住宅等	
⑤ 前年度課税標準額							
△3 当該年度価格（評価額）【内訳】							
⑥ 負担水準							

家　屋	所在地：[　　　]	⑨ 種類／構造		⑦ 物件相当税額	円
		⑩ 評価床面積	㎡	⑧ 軽減税額	円
		③ 当該年度価格（評価額）【合計】	円		

家屋番号：

④ 当該年度課税標準額	固定資産税　円	都市計画税　円	⑪ 備考

家　屋	所在地：[　　　]	⑨ 種類／構造		⑦ 物件相当税額	円
		⑩ 評価床面積	㎡	⑧ 軽減税額	円
		③ 当該年度価格（評価額）【合計】	円		

家屋番号：

④ 当該年度課税標準額	固定資産税　円	都市計画税　円	⑪ 備考

家　屋	所在地：[　　　]	⑨ 種類／構造		⑦ 物件相当税額	円
		⑩ 評価床面積	㎡	⑧ 軽減税額	円
		③ 当該年度価格（評価額）【合計】	円		

家屋番号：

④ 当該年度課税標準額	固定資産税　円	都市計画税　円	⑪ 備考

家　屋	所在地：[　　　]	⑨ 種類／構造		⑦ 物件相当税額	円
		⑩ 評価床面積	㎡	⑧ 軽減税額	円
		③ 当該年度価格（評価額）【合計】	円		

家屋番号：

④ 当該年度課税標準額	固定資産税　円	都市計画税　円	⑪ 備考

00000000000000000000

見本３

㊛ 領収済通知書

口座番号	01010−3−960099	加入者名	京都市会計管理者
		市町村コード	261009

令和 8

税目コード	納税者コード 区	学区	町	氏名	整理No.	調定年度	年度相当	調定月	期

納　税　者

（ご注意）金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。

円

円

円

領収日付印

（宛先）京都市長
右記の金額を収納したので通知します。
京都市指定・収納代理金融機関、京都市区会計管理者

eL-QR

（京都市／CVS本部控）　整理番号（99）

取りまとめ局　ゆうちょ銀行　公金ＱＲ受持貯金事務センター
収納代行会社　三菱ＵＦＪニコス株式会社

この用紙を折り曲げたり汚したりしないでください。

㊛ 納　付　書

口座番号	01010−3−960099	加入者名	京都市会計管理者
		市町村コード	261009

税目コード	納税者コード 区	学区	町	氏名

円

円

円

上記の金額を納付します。

領収日付印

収納代行会社
三菱UFJニコス株式会社（金融機関／CVS店舗控）　整理番号（99）

㊛ 領　収　証　書

口座番号	01010−3−960099	加入者名	京都市会計管理者
		市町村コード	261009

税目コード	納税者コード 区	学区	町	氏名

円

円

円

上記の金額を領収しました。（収入印紙不要）

証券による納付の場合、証券金額の支払いがなかったときは、この領収証書は、失効します。

領収日付印

収納代行会社　三菱UFJニコス株式会社（納税者控）

1024100101F−4

16494537

【ご注意】色玉及び管理情報（下記枠内情報）は指示原稿として使用できません。

1　26.02.10−6
2　25.11.11−2

1024100101
固定資産税・都市計画税納税通知書テスト用紙
Mac　ポジ　オモテ

PP使用欄
作成者
内校者

見本３

納税証明書が必要な方は、領収証書と本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）をお持ちください。
法人の場合は、請求の際に代表者印の押印が必要です。
領収証書は大切に保存してください。

1024100101B-5

【留意事項】

＊次のような納付書はコンビニエンスストアで納めることができませんので、お手数ですが金融機関等で納付してください。

- ■金額が訂正されたもの
- ■１納付書あたりの金額が30万円を超えるもの
- ■バーコードが印字されていないもの
- ■バーコードが印字されていても、破損、汚損等により読み取りができないもの
- ■コンビニ・クレジット等取扱期限を経過したもの

【クレジット・ネットバンキングでの納付方法】

「地方税お支払サイト」からクレジットカード及びネットバンキングが利用できます。

＊クレジットカードはご利用に際し、所定の手数料が必要です。詳しくは京都市ホームページにて［地方税お支払サイト］を検索してご確認ください。

スマートフォン・タブレットの方はこちらから ➡

【スマートフォン用決済アプリでの納付方法】

スマートフォン用決済アプリの請求書（払込書）払いが利用できます。利用可能なアプリや納付方法等、詳しくは京都市ホームページにて［市税納付 スマホアプリ］を検索してください。

※「地方税お支払サイト」及びスマホアプリからの納付の場合は、領収証書を発行いたしません。領収証書が必要な場合は、右記納付場所をご利用ください。

令和８年４月１日現在

納　付　場　所

〇市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所（ただし窓口開所時間に限る。）
右京区役所京北出張所（ただし窓口開所時間に限る。）

〇次の金融機関の本店・支店・出張所

銀　　行	みずほ、三菱UFJ、三井住友、北陸、北國、滋賀、京都、池田泉州、南都、但馬、徳島大正
信用金庫	京都、京都中央
信用組合	京滋、近畿産業
そ の 他	近畿労働金庫、京都市農業協同組合、京都農業協同組合、京都中央農業協同組合、京都府信用農業協同組合連合会

〇近畿2府4県の区域内に所在する、ゆうちょ銀行直営店及び郵便局

〇上記の金融機関を含む全国の地方税統一QRコード対応金融機関

〇次のコンビニエンスストアの全国店舗
セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、
デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、
ニューヤマザキデイリーストア、
MMK（マルチメディアキオスク）設置店（ただし、無人端末機を除く。）、
ポプラ、スリーエイト、生活彩家、くらしハウス、セイコーマート、ハマナスクラブ

上記納付場所においては、クレジットカード払い及びスマホ用決済アプリはご利用できません。

納付には、便利な口座振替を

上記の指定金融機関、収納代理金融機関の本・支店並びにゆうちょ銀行直営店及び郵便局で取り扱っています。

※2月以降に口座振替を申し込まれた方については、1期分の口座振替の有無にかかわらず、納付書を同封している場合があります。納付書が同封されている方については、口座振替登録完了後にお送りする「お知らせハガキ」で口座振替の開始時期をご確認ください。

【ご注意】色玉及び管理情報（下記枠内情報）は指示原稿として使用できません。
1 26.02.10-6
2 24.10.24-3
固定資産税・都市計画税納税通知書テスト用紙
1024100101
Mac ポジ ウラ

PP使用欄
作成者
内校者

見本４

（点字）

どーふー　の　こてい　しさん　ぜい　・とし　けいかく　ぜい

のーぜい　つーち　しょ に きさい　されて いる　ぜいがく　　わ

つぎ　の　とーり　　です

きょーと たろー さま

のーぜい　しゃ　こーど　１６１８０２-９８７６

ねん　ぜいがく　　７０，６００　えん

だい　いち　き　ぶん １９，６００ えん

だい　に　き　ぶん　１９，６００ えん

だい さん き ぶん １９,６００ えん

だい よん き ぶん １９，６００ えん

とち なかぎょー く かみほんのうじ まえ ちょう ４８８

かかく １２３，４５６，７００ えん

ぜいそーとーがく　７６５，４３２ えん

かおく なかぎょー く かみほんのうじ まえ ちょう ４８８

かおく ばんごー １

かかく １２３，４５６，７００ えん

ぜいそーとーがく　７６５，４３２ えん

見本４

（墨字）

同封の固定資産税・都市計画税納税通知書に記載されている税額は次のとおりです。
京都　太郎　様
納税者コード　　　　１６１８０２－９８７６
年税額　　　７０，６００円
　　第１期分　　　　１９，６００円
　　第２期分　　　　１７，０００円
　　第３期分　　　　１７，０００円
　　第４期分　　　　１７，０００円
土地　　中京区上本能寺前町４８８番地
　　価格　　　１２３，４５６，７００円
　　税相当額　　　　　７６５，４３２円
家屋　　中京区上本能寺前町４８８番地　家屋番号１
　　価格　　　１２３，４５６，７００円
　　税相当額　　　　　７６５，４３２円

見本５

令和8年度

固定資産税・都市計画税のしおり

課税内容と納付書をご確認ください。

課税内容をご確認ください　納税通知書・課税明細書

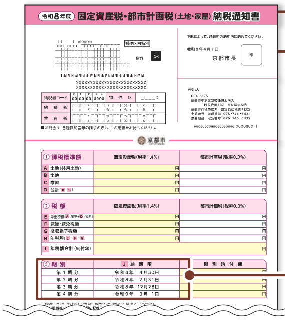

1枚目

納税通知書

「②税額」欄の
「Ⅰ 年税額合計（納付額）」が
ご納付いただく税額となります。

各納期の期限を
掲載しています。

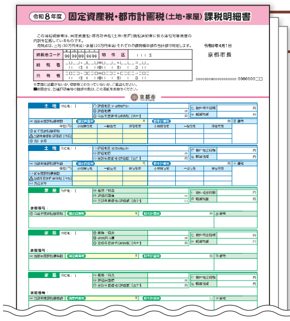

2枚目以降

課税明細書

課税内容をご確認いただけます。

※納税通知書、課税明細書の再発行はできません。（各種証明書等の発行については P.8 へ）

納税通知書の見方は P.2 へ
課税明細書の見方は P.3 へ

納付書をご確認ください

各納期の期限を
掲載しています。

納付書を使用して納付される場合、
一括納付用（1枚）と
各納期納付用（4枚）の
計5枚の納付書を同封しています。

※口座振替を利用されている場合、**納付書は同封されていません。**

納付書を使用する以外の納付方法

- 口座振替
- スマートフォン用決済アプリ
- 地方税お支払サイト
  - クレジットカード
  - ネットバンキング

! 一括納付書と各納期の納付書を利用した二重納付にお気をつけください。

納付について詳しくは P.7 へ

固定資産税とは

毎年1月1日現在に土地・家屋（固定資産）を所有されている方に、その資産価値に応じて納めていただく市税です。

都市計画税とは

市街化を進めることとされた地域（市街化区域）に土地・家屋を所有されている方に、固定資産税と合わせて納めていただく市税です。

固定資産税・都市計画税の算出までの流れ

1. 価格（評価額）の決定

総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき評価し、価格（評価額）を決定します。
価格は3年ごとに見直しを行っており、次回の見直しは令和9年度になります。

2. 課税標準額の算出

価格（評価額）から課税標準額を求めます。原則として、**価格（評価額）＝課税標準額**ですが、特例措置（「**住宅用地の特例措置**」や「**土地の負担調整措置**」等。P.4 P.5）が適用される場合は、価格より低くなります。

3. 税額を算出

同一区内に所有されている土地・家屋の課税標準額の合計額に、税率を乗じて得た額がその年度の税額になります。ただし、固定資産税の課税標準額の合計が土地30万円、家屋20万円未満の場合は課税されません。

課税標準額の合計（1,000円未満切捨て） × **税率** 固定資産税 1.4%　都市計画税 0.3% ＝ **税額**（100円未満切捨て）

目次

P.2 ●納税通知書の見方
P.3 ●課税明細書の見方（土地・家屋）
P.4 ●住宅用地の特例措置
P.5 ●土地の負担調整措置
●家屋の税負担に関する主な軽減措置
●その他の税負担の軽減措置（減免）
P.6 ●固定資産税の非課税申告
●届出や調査へのご協力のお願い
P.7 ●納付相談に関するお問合せ先
●納付方法について
●不服申立てについて
P.8 ●各区役所・支所内固定資産税 臨時窓口
●各種証明書等の発行
●課税内容に関するお問合せ

品質管理番号:16498880

見本５

納税通知書の見方

納税通知書の例

A 分譲マンション等の区分所有建物の敷地の課税標準額

B 土地の課税標準額

C 家屋の課税標準額

D 土地、家屋の課税標準額を合計し1,000円未満を切り捨てた額

E 課税標準額に対し税率を掛け合わせ、算出された税額の100円未満を切り捨てた額が表示されます。P.1

F 減額・減免される税額 P.5

G 納税の猶予を受けた場合の猶予税額

H 固定資産税、都市計画税の年間の額

① 課税標準額	固定資産税（税率1.4%）	都市計画税（税率0.3%）
A 土地（共用土地）	492,947 円	985,894 円
B 土地	1,007,500 円	2,015,000 円
C 家屋	10,000,000 円	10,000,000 円
D 合計［B＋C］	11,007,000 円	12,015,000 円

② 税 額	固定資産税（税率1.4%）	都市計画税（税率0.3%）
E 算出税額［A×税率＋D×税率］	160,900 円	38,900 円
F 減額・減免税額	70,000 円	0 円
G 徴収猶予税額	0 円	0 円
H 年税額［E－F－G］	90,900 円	38,900 円
I 年税額合計（納付額）	129,800 円	

③ 期 別	J 納 期 限	期 別 納 付 額
第 1 期 分	令和８年 ４月30日	33,800 円
第 2 期 分	令和８年 ７月31日	32,000 円
第 3 期 分	令和８年 12月28日	32,000 円
第 4 期 分	令和９年 ３月 １日	32,000 円

I **年税額合計（納付額）** 納付すべき年税額の合計（固定資産税＋都市計画税）

J 納付していただく各納期限

年税額の求め方

1. **B 土地 の課税標準額と C 家屋 の課税標準額を足して、1,000円未満切捨てします。**

（※課税標準額は、2枚目課税明細書に記載された ④ 当該年度課税標準額 の合計）

〈計算例〉
- 固定資産税　B 1,007,500円 ＋ C 10,000,000円 ＝ 11,007,500円 ⇒ D 11,007,000円
- 都市計画税　B 2,015,000円 ＋ C 10,000,000円 ＝ 12,015,000円 ⇒ D 12,015,000円

1,000円未満切捨

2. **D に税率をかけて、100円未満切捨てします。**

〈計算例〉
- 固定資産税　D 11,007,000円 × 1.4% ＝ 154,098円 ⇒ 154,000円
- 都市計画税　D 12,015,000円 × 0.3% ＝ 36,045円 ⇒ 36,000円

100円未満切捨

3. **A 土地（共用土地）がある場合は、A に税率をかけて、100円未満切捨てします。**

〈計算例〉
- 固定資産税　A 492,947円 × 1.4% ＝ 6,901円 ⇒ 6,900円
- 都市計画税　A 985,894円 × 0.3% ＝ 2,957円 ⇒ 2,900円

100円未満切捨

4. **2. と 3. を足して、E 算出税額 を求めます。**

〈計算例〉
- 固定資産税　154,000円 ＋ 6,900円 ＝ E 160,900円
- 都市計画税　36,000円 ＋ 2,900円 ＝ E 38,900円

5. **F 減額・減免税額、G 徴収猶予税額 がある場合、E 算出税額 から引き、H 年税額 を求めます。**

〈計算例〉
- 固定資産税　E 160,900円 － F 70,000円 － G 0円 ＝ H 90,900円
- 都市計画税　E 38,900円 － F 0円 － G 0円 ＝ H 38,900円

6. **固定資産税の年税額と都市計画税の年税額を足したものが、I 年税額合計（納付額）となります。**

〈計算例〉 H 90,900円 ＋ H 38,900円 ＝ I 年税額合計（納付額） 129,800円

見本５

課税明細書の見方

課税明細書 土地 の例

④ 令和８年度の税算定の基礎となる課税標準額

① 田、畑、宅地、山林、雑種地等の評価上の地目を表示しています。住宅用地の特例が適用されている場合、「宅地（住宅用地）」と表示しています。

② 原則として登記簿に登記されている地積。非課税部分は登記地積から除かれています。

③ **令和8年度の価格（評価額）**
内訳がある場合は △3 に記載しています。

XXXX 土 地	所在地：［505050］		
春夏町50番地	① 評価地目（住宅用地区分）	宅地（住宅用地）	⑦ 物件相当税額 20,150 円
	② 評価地積	60.50 ㎡	⑧ 軽減税額 円
	③ 当該年度価格（評価額）【合計】	9,300,000 円	

④ 当該年度課税標準額	固定資産税		1,007,500 円	都市計画税		2,015,000 円	⑪ 備考
単位（円）	小規模住宅	一般住宅	非住宅等	小規模住宅	一般住宅	非住宅等	
⑤ 前年度課税標準額	930,000			1,860,000			
△3 当該年度価格（評価額）【内訳】	9,300,000			9,300,000			
⑥ 負担水準	0.600			0.600			

⑤ 令和7年度の課税標準額

⑥ 各土地の価格に対する税負担の割合（前年度課税標準額が今年の価格に対してどの程度達しているか）を示しています。P.5

⑧ 減額の適用がある場合に、減額相当税額を表示しています。

⑪ 参考となる情報を記載しています。例えば、分譲マンションなどの区分所有建物の敷地は、「共用土地」と表示しています。

※分譲マンションなどの区分所有建物敷地（共用土地）の場合
④当該年度課税標準額、⑦物件相当税額、⑧軽減税額については、持分相当の額が記載されます。その他の事項（③当該年度価格や⑤前年度課税標準額など）については、1筆分（全体）の情報となります。

課税明細書 家屋 の例

⑨ 主たる棟の種類及び構造を表記しています。鉄筋コ造は「鉄筋コンクリート造」、CB造は「コンクリートブロック造」を表しています。

⑩ 家屋の課税床面積

③ **令和8年度の価格（評価額）**

XXXX 家 屋	所在地：［505050］		
春夏町50番地	⑨ 種類／構造	専用住宅／木造	⑦ 物件相当税額 170,000 円
	⑩ 評価床面積	92.00 ㎡	⑧ 軽減税額 70,000 円
	③ 当該年度価格（評価額）【合計】	10,000,000 円	
家屋番号：50番			

④ 当該年度課税標準額	固定資産税 10,000,000 円	都市計画税 10,000,000 円	⑪ 備考
			新築減額の最終年度です。

④ 令和8年度の税算定の基礎となる課税標準額

⑧ 減額の適用がある場合に、減額相当税額を表示しています。

⑪ 参考となる情報を記載しています。「新築減額の最終年度です。」と記載がある場合、翌年度から新築減額の適用がなくなります。

⑦ 資産ごとの物件相当税額（軽減前の税相当額）です。実際の税額算定に当たっては、土地・家屋の各課税標準額の合計額に端数処理をしているため、**実際の年税額と異なります。**

物件相当税額の求め方

固定資産税の物件相当税額
④当該年度課税標準額 × 税率
固定資産税 1.4%
（1円未満切捨て）

＋

都市計画税の物件相当税額
④当該年度課税標準額 × 税率
都市計画税 0.3%
（1円未満切捨て）

＝

⑦物件相当税額

端数処理等により、物件相当税額の合計が年税額（実際に納付いただく額）と合わない場合があります。

年税額の求め方は P.2 へ

見本５

住宅用地の特例措置

住宅用地（「専用住宅」又は「併用住宅」の敷地）には、面積によって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。（適用対象となる土地の面積は、家屋の延べ床面積の10倍が限度です。）
課税標準額の算定に当たり土地の価格（評価額）に下記「**1 特例率表**」に示す**特例率**を乗じます。ただし、併用住宅用地についてはその土地の面積に下記「**2 住宅用地率表**」に示す率を乗じて得た面積が、住宅用地として認められる面積となります。

1 特例率表

住宅用地の区分	住宅用地区分の範囲	特例率	
		固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	住宅1戸につき200㎡までの部分	1/6	1/3
一般住宅用地	小規模住宅用地以外の部分	1/3	2/3

2 住宅用地率表

住宅区分		居住部分の割合	住宅用地率
専用住宅		全部	1.0
併用住宅	下記以外の併用住宅	1/4以上　1/2未満	0.5
		1/2以上	1.0
	5階以上の耐火建築物である併用住宅	1/4以上　1/2未満	0.5
		1/2以上　3/4未満	0.75
		3/4以上	1.0

例　**敷地面積300㎡の一戸建専用住宅の課税標準額の求め方**

200㎡までの部分 ▶ **小規模住宅用地**

評価額（200㎡分）× $\frac{1}{6}$

（都市計画税は1／3）

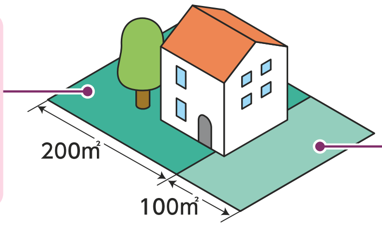

200㎡を超える部分 ▶ **一般住宅用地**

評価額（100㎡分）× $\frac{1}{3}$

（都市計画税は2／3）

住宅用地の特例措置の適用対象外となると、固定資産税・都市計画税の税額が約4倍もの大幅な増額になる場合があります。

空き家を所有するみなさまへ

屋根・外壁の仕上材が崩落している等、**居住のための管理がされておらず、今後、人の居住の用に供される見込みがないと認められる**空き家を所有している場合、**住宅用地の特例措置**の適用対象外となる場合があります。

住宅の建替えの特例措置について

既存の住宅を建て替える場合には、課税の基準日である毎年1月1日に新しい住宅が完成していなくても、**一定の要件**を満たせば、**住宅用地の特例措置の適用が継続できる可能性があります。**

詳しくは**市税事務所固定資産税担当** P.8 へお問い合わせください

見本５

土地の負担調整措置

土地

課税標準額が、**価格（評価額）に対して一定の割合**になるよう、税負担を調整する措置が講じられています。

$$\frac{\text{B: 前年度の課税標準額}}{\text{A: 当該年度の価格（×住宅用地の特例率）}} = \text{負担水準}$$

なお、［色］**色を付けた負担水準に該当する場合**は、評価額が据置又は下落しても、税額が上がる場合があります。

区分			土地の負担調整措置	
			負担水準	当該年度の課税標準額
宅地	住宅用地	小規模住宅用地	①1.0以上	A
宅地	住宅用地	一般住宅用地	②1.0未満	B＋A×0.05（上限:A、下限:A×0.2）
宅地	非住宅用地		①0.7超	A×0.7
			②0.6以上0.7以下	B
雑種地等	宅地比準土地		③0.6未満	B＋A×0.05（上限:A×0.6、下限:A×0.2）
雑種地等	その他の雑種地等		①1.0以上	A
			②1.0未満	B＋A×0.05（上限:A、下限:A×0.2）
農地	市街化区域農地		住宅用地と同じ　（注）一般住宅用地と同率の特例率が適用されます。	
農地	その他の農地		①0.9以上	B×1.025（上限:A）
			②0.8以上0.9未満	B×1.05
			③0.7以上0.8未満	B×1.075
			④0.7未満	B×1.1

※　特定生産緑地指定を受けない生産緑地は市街化区域農地に区分します。

家屋の税負担に関する主な軽減措置

家屋

対象	主な要件		軽減される税額等	適用期間
新築住宅（※1）	●居住部分の割合が1／2以上 ●居住部分の床面積が50㎡以上 （共同貸家住宅は1住戸当たり40㎡以上）280㎡以下 ●その他の要件を満たすこと	新築の翌年1月31日までに申告	固定資産税の1／2を減額（床面積120㎡まで）	3年度又は5年度
長期優良住宅	上記の要件に加えて ●認定を受けた長期優良住宅	新築の翌年1月31日までに申告	固定資産税の1／2を減額（床面積120㎡まで）	5年度又は7年度
耐震改修住宅（※2）	●昭和57年1月1日以前建築の住宅 ●50万円を超える耐震改修工事 ●その他の要件を満たすこと	工事完了後3箇月以内に申告	固定資産税の1／2を減額（床面積120㎡まで）	1年度
バリアフリー改修住宅（※2）	●建築から10年以上を経過した貸家以外の住宅 ●65歳以上の方等が居住 ●自己負担額50万円を超えるバリアフリー改修工事 ●その他の要件を満たすこと	工事完了後3箇月以内に申告	固定資産税の1／3を減額（床面積100㎡まで）	1年度
省エネ改修住宅（※2）	●平成26年4月1日以前建築の貸家以外の住宅 ●自己負担額60万円を超える省エネ改修工事 ●その他の要件を満たすこと	工事完了後3箇月以内に申告	固定資産税の1／3を減額（床面積120㎡まで）	1年度

※1　土砂災害警戒区域等の区域内において市長が行った勧告に従わないで建設された一定の新築住宅は対象となりません。
※2　改修による評価の見直しで前年度の固定資産税額を上回る場合があります。

その他の税負担の軽減措置（減免）

生活保護法に基づく生活扶助受給者が所有する固定資産や火災及び自然災害等により損失を受けた固定資産への税負担の軽減措置（減免）があります。

詳しくは市税事務所固定資産税担当 P.8 へお問い合わせください

見本５

固定資産税の非課税申告

公共の用等に供している土地・家屋で一定の要件を満たす固定資産については、固定資産税・都市計画税が課税されません。非課税に該当するようになった場合や非課税の要件を欠くこととなった場合は、**市税事務所固定資産税担当**（P.8）に**申告書の提出が必要**です。

例　**土地の一部に公共用道路がある場合**

主な要件は次のとおりです。

- ☑ 幅員1.5m以上
- ☑ 現に一般交通の用に供している。
- ☑ 次のいずれかに該当する。
  - 道路の両端が非課税道路に接している。
  - 道路の一端が非課税道路に接し、かつ、当該道路に接する家屋が2軒以上存在する。

図のように、隣接する宅地A・Bが一体となる公共用道路である場合は、A・Bが非課税になります。

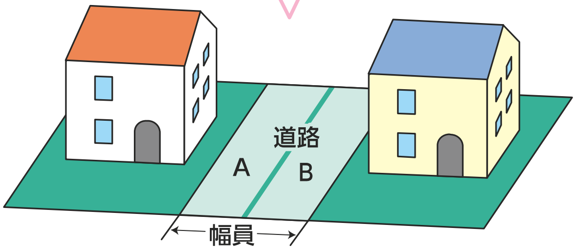

届出や調査へのご協力のお願い

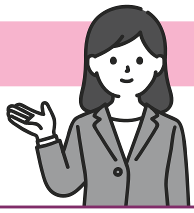

次のような場合には**市税事務所固定資産税担当**（P.8）**までお届けください。**
また、担当者が**必要に応じて調査しますので、ご協力をお願いします。**

◆ **土地や家屋の利用状況に変更があった**場合

詳しくは**住宅用地の特例措置**（P.4）へ

- **住宅敷地の利用状況に変更があった**場合
  住宅敷地の一部を貸し駐車場等に変更　住宅敷地の隣地を買い増し　など
- 家屋を**新築・増改築**又は**取り壊した**場合
- 家屋の**用途を変更した**場合　店舗等から住宅へ　など
- 家屋の**居住割合を変更した**場合
  専用住宅の一部を事業用に変更　店舗等の一部を居住用に変更　併用住宅の居住部分の増減　など

◆ **非課税の要件に該当する**場合、又は
非課税の要件を欠くことになった場合

詳しくは**固定資産税の非課税申告**（ページ上部）へ

◆ **住所を変更した**場合など**送付先の変更等が必要**な場合
ただし、京都市内での住所変更、京都市内から市外へ転出される場合で、
住民票の手続きをされたときは、ご連絡いただく**必要はありません。**

◆ **国外に転出**するため、**代理で納税通知書の受取**や**納付を行う納税管理人の届出が必要**な場合

◆ 所有者が亡くなられたこと等により、**現に所有する者（現所有者）**になった場合
ただし、**既に**法務局において、不動産登記の名義変更を行われた場合は、ご申告いただく**必要はありません。**

令和6年4月1日から**相続登記**が**義務化**されています。　**お問合せ：**京都地方法務局［075-231-0131（代）］
※担当部署へ繋ぐための**音声案内が二段階**で流れますので、第一段階、第二段階**ともに案内番号②を選択**してください。

◆ **事業用資産（償却資産）を所有**されている方は**申告が必要**となります。　京都市　償却資産　検索

固定資産税・都市計画税の制度等について、京都市のホームページでもご確認いただけます。　京都市　固定資産税　検索

見本５

納付相談に関するお問合せ先

納付のご相談は、**市役所分庁舎1階の市税事務所納税室へお問い合わせ**ください。
1月1日現在にお住まいの住所地を所管する**下記の各納税担当へお問い合わせ**ください。

担当名	担当地域	電話番号〈市外局番075〉
納税第1担当	市外	222－3513
	北区	222－3441
	上京区	222－3442
納税第2担当	左京区	222－3446
	中京区	222－3453
納税第3担当	右京区	222－3454
	西京区	222－3455
	西京区洛西	222－3456

担当名	担当地域	電話番号〈市外局番075〉
納税第4担当	東山区	222－3457
	下京区	222－3458
	南区	222－3459
納税第5担当	伏見区	222－3460
	伏見区深草	222－3461
納税第6担当	山科区	222－3462
	伏見区醍醐	222－3463

納税室各担当の開庁時間は午前8時45分～午後5時（土、日、祝日及び年末年始は閉庁日）です。
※区役所・支所では、納付相談を行えませんので、ご留意ください。

市税事務所 納税室

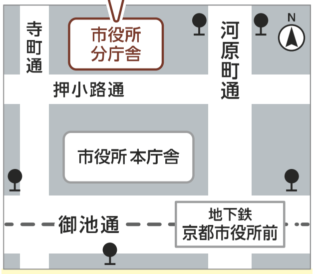

駐車場はありませんので、**お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。**

納付方法について

お問合せ 市税事務所納税推進担当 TEL（075）222-3390

納付場所は、**納付書裏面に記載の金融機関等**となります。

便利で確実な **口座振替** で 納付

京都市 口座振替 検索

●**口座振替のお申込み**は、預（貯）金口座のある金融機関、ゆうちょ銀行直営店又は郵便局の窓口でお手続きください。**京都市市税口座振替依頼書**は、京都市内の金融機関、ゆうちょ銀行直営店又は郵便局の窓口に備え付けています。また、京都市のホームページでも、ダウンロードできます。
●口座振替の開始時期は、**口座振替登録完了後にお送りする「お知らせハガキ」**でご確認ください（2月以降のお申込み分は、翌年度1期分の口座振替の有無にかかわらず納税通知書と共に納付書をお送りすることがあります。）。なお、**4月中に申し込まれた場合、第2期以降の納期から口座振替となります。**

お申込みには、①**口座振替依頼書** ②**納税通知書等（納税者コードの分かるもの）** ③**預（貯）金通帳** ④**金融機関届出印** **をご用意ください。**

コンビニエンスストア で 納付

バーコードが印刷されている納付書（納付金額30万円まで）であれば、
納付書の裏面に記載している各コンビニエンスストアで納付ができます。
（ただし、**窓口でのクレジットカード払い、スマートフォン決済はできません。**）

スマートフォン用決済アプリ で 納付

納付書の表面に**QRコード**や**バーコード**が印刷されている納付書であれば、
各種スマートフォン用決済アプリで納付手続ができます。
（QRコードとバーコードではご利用いただけるアプリが**異なります。**）

京都市 市税の納付方法 検索

地方税お支払サイト で 納付

eL番号が印刷されている納付書（納付金額の上限なし）であれば、
「地方税お支払サイト」から**クレジットカード**及び**ネットバンキング**による納付手続ができます。
※クレジットカードのご利用に際し、**所定の手数料が必要**です。詳しくは「地方税お支払サイト」でご確認ください。

地方税お支払サイトへのアクセス方法

①京都市のホームページへアクセス　京都市情報館 検索
②京都市のホームページ【サイト内検索】　地方税お支払サイト 検索
スマートフォン、タブレットの方はこちらから

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

不服申立てについて

土地・家屋の価格（評価額）又はこれに基づく税額等に不服がある場合、**市税事務所固定資産税担当（P.8）を通じて不服申立て**をすることができます。

不服申立ての種類	審査機関	対象事項	申立て期間
審査の申出	京都市固定資産評価審査委員会	価格に対すること	始期：価格公示日（通常4月1日） 終期：納税通知書が送達された日の翌日から3月以内
審査請求	京都市長	価格以外のこと	始期：納税通知書が送達された日 終期：納税通知書が送達された日の翌日から3月以内

見本５

各区役所・支所内固定資産税臨時窓口

! 期間が短くなっています。ご注意ください。

日　　時　**4月1日～4月14日**　**午前9時～午後5時**　※土、日は閉庁日

業　　務
- 課税内容に関する問合せ
- 固定資産課税台帳・名寄帳の閲覧
- 縦覧帳簿の縦覧（当該区・支所に所在する資産のみ）

納付相談窓口はございません。電話での取次対応となります。

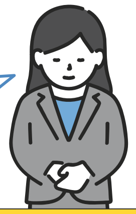

! **4月15日～4月30日の間は各区役所・支所での閲覧の取扱いはありません。市税事務所固定資産税担当で取り扱います。**

各種証明書等の発行

窓口まで行く必要がありません。

	評価（公課）証明書及び納税証明書の発行	固定資産課税台帳・名寄帳の閲覧
郵送での請求先	〒616−8666 京都市証明郵送サービスセンター（住所記載不要）	市税事務所固定資産税担当 ※宛先については「**課税内容に関するお問合せ**」を参照してください。
	※本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）のコピーを忘れずに同封してください。	
窓口での請求先	市税事務所市民税第1担当、 各区役所・支所の市民総合窓口室 戸籍住民担当、 出張所及び証明書発行コーナー ※不動産登記申請をする際の確認書類として、評価証明書の代わりに課税明細書を利用できる場合があります。詳しい手続方法は所管の法務局・出張所へお問合せください。	市税事務所固定資産税担当及び 各区役所・支所の市民総合窓口室 戸籍住民担当※ ※4月1日～4月14日は固定資産税臨時窓口にお越しください（土日は閉庁日）。**4月15日～4月30日の間は各区役所・支所での閲覧の取扱いはありません。市税事務所固定資産税担当で取り扱います。**
	※本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）、納税通知書・課税明細書をお持ちください。	

! 本市では、非課税の固定資産に係る「**非課税証明書**」等を発行していません。

課税内容に関するお問合せ

お問合せの際は、**同封の納税通知書をお手元にご用意ください。**

市税事務所 固定資産税担当

開庁時間　**午前8時45分～午後5時**　※土、日、祝日及び年末年始は閉庁日

業　　務
- 固定資産税（土地・家屋）の課税に関すること
- 固定資産税（土地・家屋）課税台帳・名寄帳の閲覧
- 非課税申告、減免申請等の受付
- 縦覧帳簿の縦覧（**全市分　期間：4月1日～4月30日**）

担当名	土地・家屋の所在する区	電話番号〈市外局番075〉	フロア
第1担当	北区・上京区・左京区	（土地）746−6431 （家屋）746−6432	5階
第2担当	山科区・伏見区 伏見区深草・伏見区醍醐	（土地）746−6436 （家屋）746−6437	6階
第3担当	右京区 西京区・西京区洛西	（土地）746−6451 （家屋）746−6452	7階
第4担当	中京区・東山区 下京区・南区	（土地）746−6462 （家屋）746−6463	8階

所在地　〒604-8175 京都市中京区室町通御池南入円福寺町337　ビル葆光（ほうこう）

アクセス　地下鉄「烏丸御池駅」4−1出口西へ、又は市バス・京都バス「烏丸御池、新町御池」下車

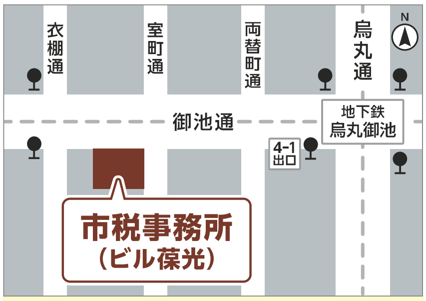

駐車場と駐輪場はありませんので、**お越しの際は公共交通機関をご利用ください。**
お体の不自由な方等については、駐車スペースをご用意しておりますが、限りがありますので、ご利用を希望される場合は、来庁される予定の担当に事前にご連絡ください。